

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項	府省	ページ
4	保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等	こども家庭庁	1
12	保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し	こども家庭庁	10
9	児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し	こども家庭庁	14
11	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和	こども家庭庁	23
8	障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し	こども家庭庁	26
10	児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長	こども家庭庁	31
14	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し	厚生労働省	35
20	大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し	環境省	40
15	司書教諭の設置義務の緩和	文部科学省	45

公定価格について（単価の考え方と算定方法）

- 公定価格は、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分（1～3号）、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額※を勘案して、子ども1人当たりの単価として、設定している。
※人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げ。
- 子ども一人当たりの単価は、共通して適用される「基本分単価」に加え、要件を満たした場合に適用される「加算」・「減算」の仕組みがある。

■基本的な算定方法

基本分単価 + 加算 - 減算



月初日の
在籍子ども数



施設型給付費※や委託費
として支払われる
（月払い）

※施設で徴収する利用者負担額を除いた額

■基本分単価や加算のイメージ

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢 区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ～ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

+

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
処遇改善等加算Ⅰ	円 × % (加算率)
処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ	円
栄養管理加算	円

-

主な減算(例)	
定員を恒常的に超過する場合	$\alpha \times \square / 100$ 円
土曜日に閉所する場合	$\beta \times \square / 100$ 円

※ α や β は基本分単価や加算の合計額。

重点4: 保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等(こども家庭庁)

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの概要

	趣旨	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	賃金改善の確認の有無
処遇改善等加算Ⅰ (基礎分)	職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に充てる	全職員	①施設の平均経験年数に応じた加算率の認定	定期昇給等に充当	在籍児童数×処遇Ⅰ単価×加算率 ※加算率は職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定	なし
処遇改善等加算Ⅰ (賃金改善要件分)	賃金改善・キャリアパスの構築の取組に応じた処遇改善	全職員	①賃金改善計画（実績報告）書の提出、具体的な内容を職員に周知 ②基準年度（前年度）の賃金水準との比較 ③キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）	基本給、手当、賞与又は一時金等により改善	在籍児童数×処遇Ⅰ単価×加算率 ※加算率は6%（平均勤続年数が11年以上の場合は7%、キャリアパス要件を満たさない場合は▲2%）	あり
2 処遇改善等加算Ⅱ	技能・経験の向上に応じた処遇改善	副主任保育士等 職務分野別リーダー等	①賃金改善計画（実績報告）書の提出、具体的な内容を職員に周知 ②基準年度（前年度）の賃金水準との比較 ③職位・職責等に応じた賃金体系等の整備 ④加算対象者は一定の研修の修了等が必要 ⑤加算額の配分ルールあり（月額4万円対象者は実際に1人以上確保が必要等）	基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善	4万円×公定価格上の基礎職員数の1/3 5千円×公定価格上の基礎職員数の1/5 ※在籍児童数は公定価格上の基礎職員数における年齢別配置基準の職員数の計算の際に使用	あり
処遇改善等加算Ⅲ	賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）による処遇改善	全職員	①賃金改善計画（実績報告）書の提出、具体的な内容を職員に周知 ②基準年度（前年度）の賃金水準との比較 ③2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善	基本給、手当、賞与又は一時金等により改善	9千円×公定価格上の基礎職員数 ※在籍児童数は公定価格上の基礎職員数における年齢別配置基準の職員数の計算の際に使用	あり

※処遇改善等加算Ⅲの対象者（全職員）には法人役員を兼務する施設長は除く。

現状・課題

- 保育士等の処遇改善については、平成25年度以降、累計+23%の給与改善及び別途月額最大4万円の給与改善を進めてきた。公定価格の加算により実施される処遇改善等加算については、これまで3種類の加算（Ⅰ～Ⅲ）を設けてきたが、これらの加算は、それぞれ、趣旨や対象者、要件、加算額の算定方法等が異なっている。

（※）処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ

- ・ 処遇改善等加算Ⅰ（H27～）：全ての職員を対象に、平均経験年数・キャリアパスの構築等に応じ加算率（最大19%）を設定し処遇改善を実施
- ・ 処遇改善等加算Ⅱ（H29～）：中堅職員や専門リーダーを対象に、技能・経験に応じて月額4万円又は月額5千円の処遇改善を実施
- ・ 処遇改善等加算Ⅲ（R4～）：全ての職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、月額9千円の処遇改善を実施

- また、処遇改善等加算は加算額を確実に人件費（賃金改善）に充てることを条件としていることから、施設から各加算ごとに賃金改善計画書と実績報告書の提出を求め、地方公共団体において確認を行う仕組みとなっている。

（※）賃金改善計画書の提出は、令和6年度より、事務負担の軽減を図る観点から、原則廃止。

- 一方で、こうした複数の異なる加算制度や加算を取得するための仕組み（手続き）に対しては、施設や地方公共団体等から、制度が複雑でわかりにくく、事務作業も煩雑で、多大な事務負担が発生しているという指摘がある。

- また、今般策定されたこども大綱（令和5年12月）等では、制度があっても現場で使いづらい、執行しづらいという状況にならないよう、申請書類の簡素化・統一化などを通じ、事業者や地方公共団体の手続・事務負担の軽減を図る旨の方針が示されていることや、介護・障害分野の状況も踏まえ、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に向けて検討を行ってはどうか。

（※）介護分野においては、人材確保に向けて、事務負担の軽減等を図り、処遇改善の措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、処遇改善に係る加算の一本化を実施することとされている。

検討の視点

- 処遇改善等加算の一本化について、令和7年度に向けて、以下の視点により具体的に検討していくこととしたい。
 - 加算の趣旨や要件（賃金改善の方法や研修の修了等）、加算額の算定について、どのように整理するか。
 - 対象者・配分ルールをどう整理するか。特に、処遇改善等加算Ⅱの取扱いを検討する必要があるのではないか。
 - 賃金改善の確認方法は、各加算ごとに、賃金改善計画書（実績報告書）で確認を行っているが、一本化する場合、賃金改善の確認方法や書類を統一化する必要があるのではないか

公定価格について（加算・調整）

○ 1号（幼稚園）と2・3号（保育所）の加算・調整は以下のとおり。

	1号（幼稚園）	2・3号（保育所）
加算（人件費）	・副園長・教頭配置加算 ・<u>3歳児配置改善加算（20：1→15：1）</u> ・<u>4歳以上児配置改善加算（30：1→25：1）</u> ・満3歳児対応加配加算（6：1） ・講師配置加算 ・チーム保育加配加算 ・通園送迎加算 ・事務職員配置加算 ・指導充実加配加算 ・主幹教諭等専任加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・<u>処遇改善等加算Ⅰ（基礎分+賃金改善要件分（6%））</u> ・処遇改善等加算Ⅱ（月4万円・5千円） ・処遇改善等加算Ⅲ（3%程度（月額9千円））	・<u>3歳児配置改善加算（20：1→15：1）</u> ・<u>4歳以上児配置改善加算（30：1→25：1）</u> ・チーム保育推進加算 ・事務職員雇上費加算 ・高齢者等活躍促進加算 ・主任保育士専任加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・<u>処遇改善等加算Ⅰ（基礎分+賃金改善要件分（6%））</u> ・処遇改善等加算Ⅱ（月4万円・5千円） ・処遇改善等加算Ⅲ（3%程度（月額9千円））
加算（管理費）	・<u>小学校接続加算</u> ・施設機能強化推進費加算 ・外部監査費加算 ・第三者評価受審加算 ・施設関係者評価加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算	・<u>小学校接続加算</u> ・施設機能強化推進費加算 ・<u>第三者評価受審加算</u> ・<u>減価償却費加算</u> ・賃借料加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算
調整	・年齢別配置基準を下回る場合 ・定員を恒常的に超過する場合	・施設長を配置しない場合 ・分園の場合 ・土曜日に閉所する場合 ・定員を恒常的に超過する場合

※1 下線は、0.7兆円メニュー（処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分6%のうち2%は0.3兆円超メニューで実施）

※2 なお、認定こども園・地域型保育事業所については、施設の特性によって、これと多少異なる

As is

保育施設等職員



給付請求や監査の書類作成等の事務負担が大きい

- ・給付請求や監査等の場面で、保育施設等は**多くの書類作成**が必要であり、保育士等の事務負担が大きい
- ・自治体により書類様式が異なるため、複数の自治体で事業を行っている事業者にとっては対応が大きな負担
- ・保護者からの施設見学予約や問合せへの**電話対応に時間を要する**
- ・市区町村と都道府県で求められる**項目が重複するケースもある**

自治体職員



提出された書類の審査やシステムへの入力作業等の業務負担が大きい

- ・保育施設等から提出された書類から必要な情報を抜き出して自治体の業務システムへ転記するための**入力やチェック作業に多くの時間を要する**
- ・誤りや記入漏れがあった場合の**施設とのやり取り**や、入所手続や制度、施設情報等に関する**保護者からの個別の問合せ対応にも多くの時間を要する**

子育て世帯



保活の負担が大きい

- ・手続や施設の情報が散逸しているため、必要な**情報収集に手間と時間が掛かる**
- ・施設見学は開園時間中に**電話で予約**することが必要なため、子育てで忙しい中大きな負担
- ・申請書への手書きでの記入や、提出のために妊娠中や子連れで窓口を訪問する必要があるなど、**入所申請手続が負担**

To be

- ✓ 書類作成不要！
- ✓ 重複する報告も不要！
- ✓ 自治体独自の様式への対応も不要！

連携基盤



オンラインでのデータ連携により、アナログでの書類作成を不要に

- ・給付・監査等に必要な情報を、施設管理プラットフォームに入力・アップロードすることにより、アナログでの**書類作成を不要に**
- ・給付・監査業務の**標準化を進め**、一度入力した情報を再度別の報告で入力する必要や、各自治体独自の様式に対応する必要も不要に
- ・施設見学予約のオンライン化により、保護者からの日中の**電話対応の負担が軽減**
- ・保育施設等の**事務負担を軽減**することで、**こどもと向き合う時間を確保**

- ✓ システム入力作業負担軽減！
- ✓ サポート機能でチェック作業も簡単に！

連携基盤



入力・審査業務の負担軽減

- ・保育施設等から施設管理プラットフォームにアップロードされたデータを、自治体の業務システムに自動的に取り込むことで、業務システムへの**入力作業の負担軽減**
- ・施設管理プラットフォームにおいて、給付計算等の**サポート機能を一元的に提供**することで、自治体職員の**チェック作業を省力化**するとともに漏れ・誤りを防止
- ・必要な保活情報を保護者が簡単に入手可能となることで、**個別の問合せが減少**
- ・自治体担当者の事務負担を軽減し、**保育の質の向上に関わる業務に注力**

- ✓ 手続や施設の情報がまとまっていて探しやすい！
- ✓ オンラインで、いつでも、どこでも施設見学予約や入所申請！
- ✓ 1つのシステム（＝ワンストップ）で手続きができるから迷わない！

保活の手続がワンストップで完結

- 以下**の保活の手続が全てオンライン・ワンストップ**で可能に
 - ①保活情報収集
 - ②施設見学予約
 - ③入所申請
- ・**保護者の負担を軽減**し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減

課題

対策

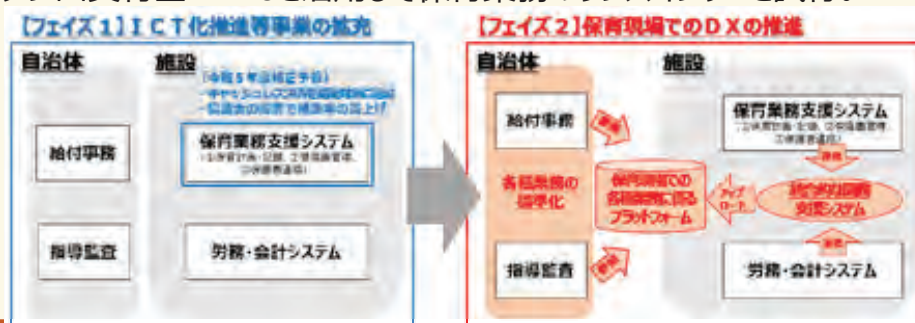
施設の
給付・監査事務
を効率化

効果

- 保育施設等のICT導入は限定的で、手書き、アナログの業務も多い。
- 給付・監査の事務で、多くの書類作成を求められている。
- 自治体によって、書類の様式も異なる。
- 自治体においても、多くの書類の管理や煩雑な審査が必要

保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育施設等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
 - ◆ 給付・監査の事務の標準化を進めて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム（※）を整備。
- （※）国がガバメントクラウド上で稼働する共通システムを整備し、各自治体はそれを利用することを想定。
- ◆ 保育施設等は、業務支援システムから、施設管理プラットフォームに必要な情報を提出、自治体は、施設管理プラットフォームを参照して、各種事務を効率的に処理。
 - ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンスオンリーを試行。

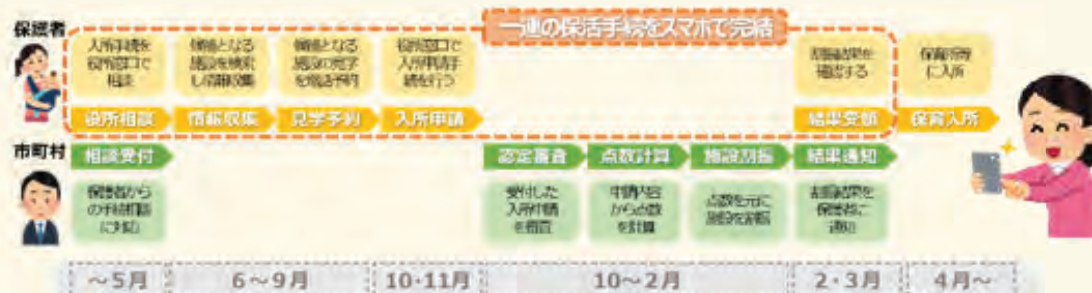


- 事務の効率化により、**保育士等がこどもと向き合う時間を確保。**
- 施設の**人材確保や働き続けやすい職場づくり**を支援。
- 自治体の負担軽減により、**保育の質の向上に関わる業務に注力。**

- 情報収集、見学予約、窓口申請等の手続がバラバラで煩雑。
- 入所決定に多くの時間を要するため、入所に向けた準備の支障に。
- 施設では、見学予約に電話で対応。
- 自治体の、**保育認定、点数計算、施設割振等の事務が煩雑。**

保活ワンストップシステムの全国展開

- ◆ 入所申請や届出情報の標準化を進めて、保護者・施設・自治体の間で保活に関する情報を受け渡すための連携基盤を整備。
- ◆ 保護者は、情報収集、見学予約、窓口申請等の一連の保活手続を、**スマホからのワンストップ・オンラインで完結。**
- ◆ 自治体は、**オンライン申請された情報を業務システムに取り込む**ことで業務効率化。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワンストップを試行。



- 保活での**保護者の不安やストレスを軽減。**
- 施設では、**見学予約をオンライン受付。**
- 自治体の業務効率化により、**入所決定までの期間を短縮。**
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、**入所施設への利用満足度を向上。**

今後の主なスケジュール

令和6
年度

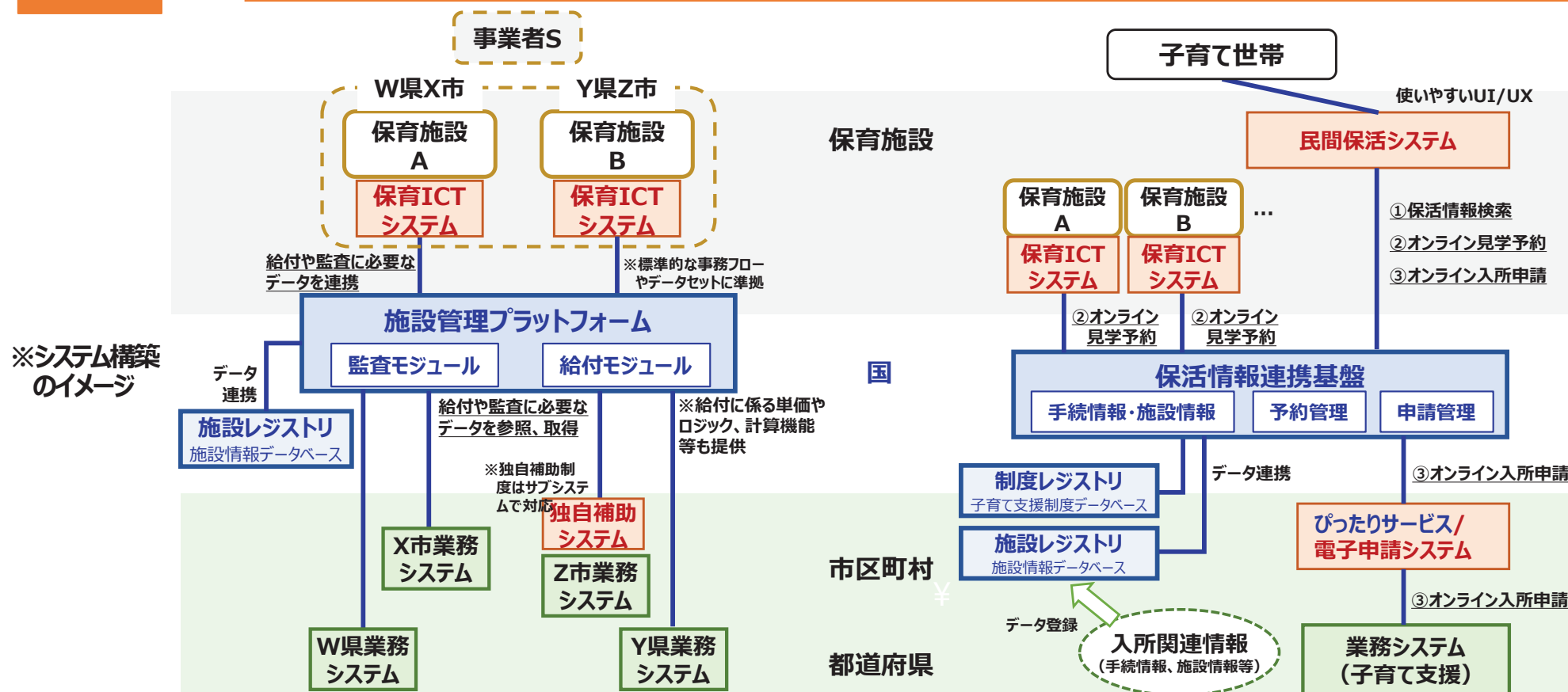
- 下記の基盤構築に必要な業務フローやデータセット等の標準化の検討（本協議会・WGの射程）
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPES）による実証

令和7
年度

- 上記を踏まえ、施設管理プラットフォーム・保活情報連携基盤の仕様作成、調達・整備、試行運用

令和8
年度～

- 施設管理プラットフォーム、保活情報連携基盤の全国展開



保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会の開催について

1. 目的

子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減や保護者の利便性向上、ひいては保育の質の向上に向けて、保育分野における事務・業務について、その実態を把握するとともに、ICTを活用した保育業務のワンストップ、保活ワンストップの実現を見据え、標準的な業務プロセスや、事務フロー・データフロー・データセット・マスタ等について検討を行うため、こども家庭庁「保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業」（以下「本調査研究事業」という。）の一環として、保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2. 協議会の構成等

- （1）協議会は、本調査研究事業の受託事業者（EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社。以下単に「受託事業者」という。）がこども家庭庁と協議の上、委嘱する有識者及び自治体関係者等をもって構成する。
- （2）協議会の座長（以下「座長」という。）は、構成員の中から、受託事業者がこども家庭庁と協議の上、指名する。
- （3）座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- （1）地方自治体や保育施設等における給付・監査・保活等の事務・手続の実態を踏まえた課題の検討
- （2）保育分野における標準的な業務プロセス、事務フロー・データフロー・データセット・マスタ等の検討
- （3）保育分野における事務のデジタル化及びそのために必要な共通基盤の在り方の検討
（データベースの構築主体、各種ICTツールとのデータ連携を可能とする標準規格、ユーザーインターフェースの仕様） 等

4. ワーキング・グループの開催等

- （1）座長は、「3. 検討事項」に係る専門的な検討を行うため、検討会の下にワーキング・グループを開催することができる。
- （2）ワーキング・グループは、受託事業者がこども家庭庁と協議の上、委嘱する有識者及び自治体関係者等をもって構成する。

5. 開催期間

令和6年6月18日～令和7年3月31日

6. その他

- （1）協議会及びワーキング・グループの庶務は、こども家庭庁及びこども家庭庁の指示を受けて受託事業者において処理する。
- （2）協議会及びワーキング・グループは、自由闊達な議論を促す観点から、原則として非公開とするが、協議会並びにワーキング・グループの資料及び議事概要は、発言者名等を付さない形で後日ホームページにおいて公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事概要の全部又は一部を公表しないものとするができる。
- （3）この決定に定めるもののほか、協議会及びワーキング・グループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長がこども家庭庁及び受託事業者と協議の上定める。

保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会 ・標準的な業務プロセス、事務プロセス・データセット等の全体像の検討

吉田 正幸	株式会社保育システム研究所代表
畑中 洋亮	一般財団法人GovTech東京業務執行理事、こども家庭庁参与
奈良田 剛志	川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課担当課長
平野 裕見子	北海道函館市子ども未来部子どもサービス課課長
林 真也	山口県周南市こども未来部次長兼こども保育課課長
藪井 幹久	愛知県知多郡美浜町厚生部健康・子育て課課長
伊藤 唯道	全国保育協議会副会長
安本 照正	全日本私立幼稚園連合会評議員
篠崎 直人	特定非営利活動法人全国認定こども園協会理事
岩田 孝一	日本電気株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 正会員）社会公共インテグレーション統括部 シニアプロフェッショナル
柿沼 祐司	富士通Japan株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 正会員）Public & Education事業本部社会保障サービス 事業部シニアマネージャー
小池 義則	一般社団法人こどもDX推進協会代表理事（オブザーバー）文部科学省初等中等教育局幼児教育課

保活ワーキング・グループ

・保育所等入所申請業務関係等に係る検討

松浦 里美	静岡市子ども未来局幼保支援課課長
菅江 正幸	山形市こども未来部保育育成課課長
飯嶋 登志伸	板橋区役所子ども家庭部保育サービス課課長
氏福 達也	長崎県東彼杵町こども健康課課長
和田 雅人	富士通Japan株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 正会員） Public & Education事業本部社会保障サービス事業部マネージャー
星加 良	株式会社コドモン（一般社団法人こどもDX推進協会 施設DX委員） 社長室 兼 プロダクト開発部プロダクトマネージャー

給付ワーキング・グループ

・施設型給付、施設等利用給付等に係る検討

中坪 幸恵	長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課課長
楨村 瑞光	横浜市こども青少年局保育・教育部保育・教育給付課長
福島 透	千葉県松戸市子ども部保育課保育運営担当室室長
野崎 孝幸	埼玉県上尾市子ども未来部部長
河上 明恵	栃木県芳賀郡茂木町保健福祉課福祉係副主幹
高石 尚和	キッズコネクト株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 給付DX分科会員）代表取締役
大森 啓太	岩手インフォメーション・テクノロジー株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 給付DX分科会員）こども未来部本部長
科	

監査ワーキング・グループ

・施設監査、確認監査関係等に係る検討

高井 公知	東京都福祉局指導監査部指導第2課長
川越 信一郎	福岡県福祉労働部子育て支援課長
西尾 由輔	京都市子ども若者はぐみ局はぐみ創造推進室監査担当部長
池田 真樹	島根県松江市こども子育て部こども政策課長
高橋 直道	埼玉県新座市こども未来部保育課運営支援係主事
村松 輝将	荒川区子ども家庭部指導監査担当課長
高石 尚和	キッズコネクト株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 施設DX委員）代表取締役

保育所等における健康診断について

保育所等における健康診断に係る規定

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

（入所した者及び職員の健康診断）

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2～4 （略）

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③・④ （略）

⑤ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

⑥ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

◎家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2～4 （略）

◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）

（学校保健安全法施行規則の準用）

第二十七条 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第18号）第一条、第二条、第五条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

学校保健安全法施行規則の規定（項目・方法及び技術的基準に関する抜粋）

◎学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）抄

（検査の項目）

第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長及び体重
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 四 視力及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽いん頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔くうの疾病及び異常の有無
- 八 （略）※幼稚園では、実施しない。
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 その他の疾病及び異常の有無

2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

3・4 （略）

（方法及び技術的基準）

第三条 法第十一条の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 二 脊せき柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側わん症等に注意する。
- 三 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
- 四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯きよう正視力についても検査する。
- 五 聴力は、オージオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 六 眼の疾病及び異常の有無は、感染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
- 七 耳鼻咽いん頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔くう疾患、口腔くう咽喉いんこう頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 八 皮膚疾患の有無は、感染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 九 歯及び口腔くうの疾病及び異常の有無は、齲う歯、歯周疾患、不正咬こう合その他の疾病及び異常について検査する。
- 十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて結核疾患、心臓疾患、腎じん臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

(方法及び技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条の規定（同条第十号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。

2 前条第一項第一号の身長は、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀でん部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

3 前条第一項第一号の体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。

4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。

5 (略)

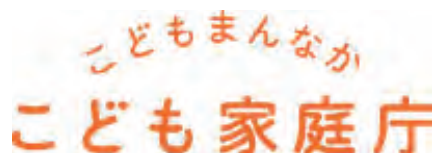
6 前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条及び第十一条において同じ。）の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校第二学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。

7 前条第一項第十号の尿は、尿中の蛋たん白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚園においては、糖の検査を除くことができる。

8 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

児童手当について

第164回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会
令和6年7月23日



児童手当制度の概要

成育局 成育環境課児童手当管理室

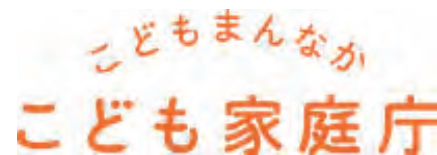
1 事業の目的等

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
 - 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。
 - ①所得制限の撤廃
 - ②高校生年代までの支給期間の延長
 - ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
 - ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降）																												
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）																												
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																												
手当月額	3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 - 中学生 一律：10,000円 - 所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付）	3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円																												
受給資格者	- 監護生計要件を満たす父母等 - 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	同左																												
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																												
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4ヵ月分を支払）	6回（偶数月）（各前月までの2ヵ月分を支払）																												
費用負担	<table><thead><tr><th></th><th>被用者</th><th>非被用者</th><th>公務員</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">3歳未満</td><td>児童手当 特例給付 （所得制限以上）</td><td>国 2/3 地方 1/3</td><td rowspan="2">所属庁 10/10</td></tr><tr><td>国 2/3 地方 1/3</td><td>国 2/3 地方 1/3</td></tr><tr><td rowspan="2">3歳以降</td><td>児童手当 特例給付 （所得制限以上）</td><td>国 2/3 地方 1/3</td><td rowspan="2">所属庁 10/10</td></tr><tr><td>国 2/3 地方 1/3</td><td>国 2/3 地方 1/3</td></tr></tbody></table>		被用者	非被用者	公務員	3歳未満	児童手当 特例給付 （所得制限以上）	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	3歳以降	児童手当 特例給付 （所得制限以上）	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	<table><thead><tr><th></th><th>被用者</th><th>非被用者</th><th>公務員</th></tr></thead><tbody><tr><td>3歳未満</td><td>支援納付金（※） 3/5 事業主 2/5</td><td>支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15</td><td>所属庁 10/10</td></tr><tr><td>3歳以降</td><td>支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9</td><td>支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9</td><td>所属庁 10/10</td></tr></tbody></table> ※子ども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。		被用者	非被用者	公務員	3歳未満	支援納付金（※） 3/5 事業主 2/5	支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10	3歳以降	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10
	被用者	非被用者	公務員																											
3歳未満	児童手当 特例給付 （所得制限以上）	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10																											
	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3																												
3歳以降	児童手当 特例給付 （所得制限以上）	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10																											
	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3																												
	被用者	非被用者	公務員																											
3歳未満	支援納付金（※） 3/5 事業主 2/5	支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10																											
3歳以降	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10																											

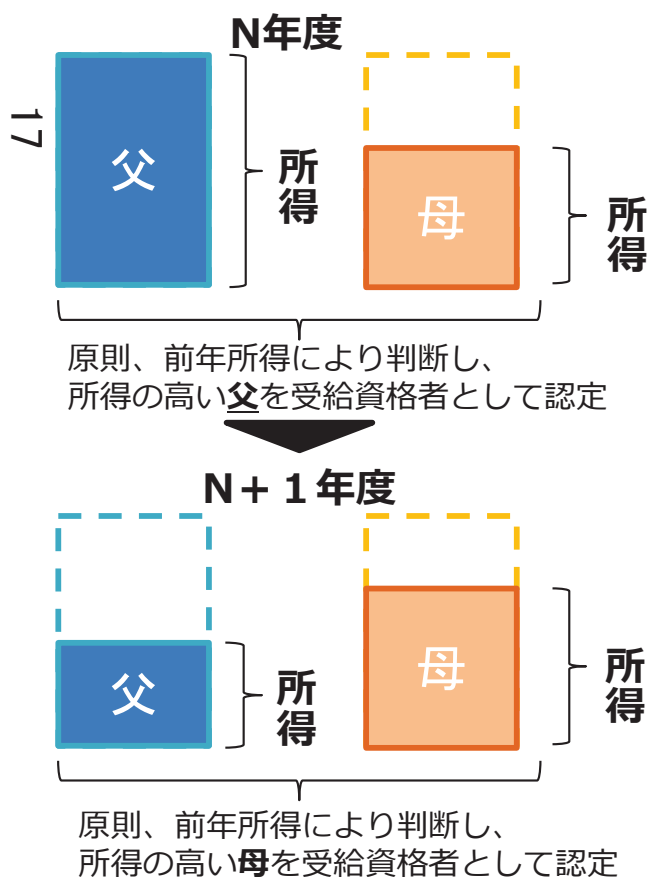
「児童手当の支給に係る所得審査の廃止」 についての御提案について



求める措置の具体的内容

児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度更新の際に行っていた所得審査をせずとも支給できるようにしていただきたい。

- 児童手当は、児童を監護し、生計を同じくする父母等（以下「養育者」）に対し、その児童の養育に係る経済的負担を軽減するために支給。
- 養育者が複数いる場合には、**同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう、「児童の生計を維持する程度の高い者」を受給資格者として認定。**こうした認定は、所得制限の撤廃後においても変わらない。



- ◆ 左記の場合、父母のいずれが「児童の生計を維持する程度の高い者」か否かの判断にあたっては、**父母の所得の状況を考慮し、原則として所得の高い方（※）を児童の生計を維持する程度の高い者であるとしている。**

※児童手当の趣旨が養育に係る経済的負担の軽減にあることから、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、家計において中心的な役割を果たしている者（所得の高い方）に、より当該経済的負担が生じていると考えられるため。

- ◆ したがって、毎年6月の現況確認の結果、**父母の所得が逆転した場合には、原則として、左記のように受給資格者を変更をすることが必要。**

- ◆ 他方、左記の父母の**所得の逆転が一時的なものである場合（※）は、父母や市町村の事務負担も鑑み、一時的に所得が低くなった者であっても「児童の生計を維持する程度の高い者」として取扱うことを可能としている。**

※出産に伴い所得が一時的に減少しても、その後所得が戻ると考えられるようなケースを想定。

- ◆ なお、父母の任意により受給資格者を選択できることとした場合（所得の多寡という客観的な基準を用いない場合）には、かえって事務負担が増す可能性があると考えている。

問 父母等のうち「生計を維持する程度の高い者」の判断は、①住民票上の取扱い（父母のどちらが世帯主になっているか）、②父母等の収入の状況（父母等のどちらが恒常的に高いか）③健康保険の適用状況（父母等のどちらが世帯主になっているか）④住民税等の扶養親族の状況（父母等のどちらの扶養親族になっているか）などの諸事情を総合的に考慮して判断することになりますか。その場合、父母等のうち前年所得が低い方が「生計を維持する程度の高い者」となることもあり得ますか。

（答）

- 父母等のうち、「生計を維持する程度の高い者」とは、一般的には、家計の主宰者（家計の中でより中心的な役割を果たしている者）として、社会通念上、妥当と認められる者です。その判断にあたっては、まず父母等の間の所得の状況を考慮することになり、原則として所得の高い方が「生計を維持する程度の高い者」に該当することになります。

（中略）

- 一方で、児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的に逆転が生じた場合であっても、両者の所得がいずれも同一の所得区分（所得制限限度額未満又は所得制限限度額以上・所得上限限度額未満）であり、かつ同一市町村に在住している場合には、受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一時的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。

（中略）

- なお、一時的な所得の逆転とは、受給者及び配偶者の所得が同水準であり、例えば時間外勤務手当の変動によって、毎年の所得の高い者が変動する場合があります。また、個々のケースにより様々であり、例えば出産に伴い所得が一時的に減少しても、その後所得が戻るようなケースを想定しています。

（略）

児童手当法（昭和46年法律第73号）（抄）

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後

（目的）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

（支給要件）

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

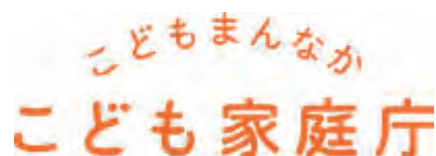
三・四 （略）

2 （略）

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 （略）

20 「児童手当制度における転出入に伴う児童手当の消滅日の
確認方法の見直し」についての御提案について



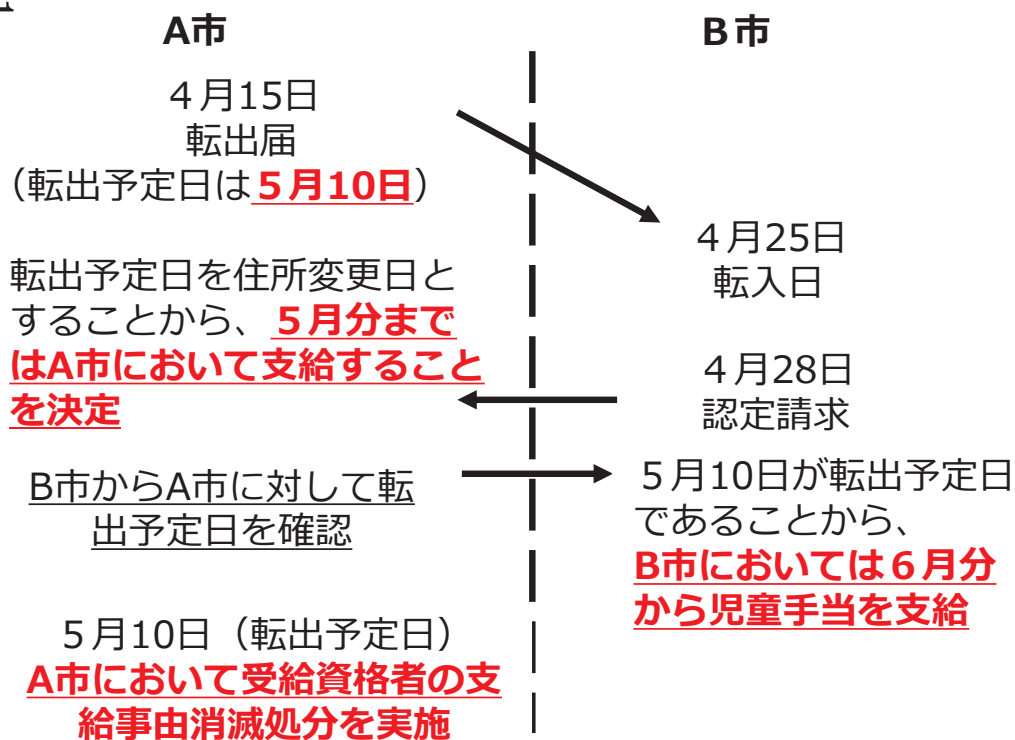
求める措置の具体的内容

児童手当を認定する際に、転出元の自治体に電話をし、転出予定日を確認しなくても消滅確認ができるような制度にしていだきたい。例えば、下記を提案する。

- ①転出先の自治体の住民基本台帳ネットワークシステム等で転出元の転出予定日を確認できるようにする。
- ②転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、申請者が転入手続きの際にその連絡票を渡すようにする。
- ③転入日であれば転出先の自治体で確認できるため、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。

- 児童手当制度においては、原則として、認定請求日の属する月の翌月から児童手当を支給することとなっている。**受給資格者が他の市区町村の区域内に住所を変更した場合**には、住所を変更した後15日以内に認定請求をしたときは、当該**住所を変更した日の属する月の翌月から児童手当を支給**することとしている。
- 「住所を変更した日」とは、他の市区町村に転出した日をいうが、住民基本台帳法上の事務処理としては、「転出予定日」をもって住民票が消除されることなどを踏まえ、実務上の取扱いとしては、**住民基本台帳法上の「転出予定日」をもって「住所を変更した日」としている。**

転出予定日と転入日が異なる場合の事務処理の例



【①について】

- 住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した「転出予定日」の確認については、関係省庁とも協議の上、必要な検討を進める。

【②について】

- 市町村間の電話連絡を一定程度減少させる効果があると考えているが、転入先自治体で児童手当の認定請求者が連絡票を持参しないケースがあるなど、その効果に限界もあると考えている。

【③について】

- 現行の取扱いであれば、左記のA市は転出者の「転出予定日」をもって当該転出者に係る児童手当の支給額や支給事由消滅処理を行う日を確定させることが可能。
- 他方、「転入日」を「住所を変更した日」の基準日とすると、左記のA市においては、転入日が確定するまでの間、こうした処理を行うことができない。また、逆に「転入日」の確認を行うための事務負担が左記のA市に生ずることとなる。

児童手当法（昭和46年法律第73号）（抄）

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後

（支給及び支払）

第八条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 **受給資格者が住所を変更した場合**又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、**住所を変更した後**又はやむを得ない理由がやんだ後**十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、**前項の規定にかかわらず、**受給資格者が住所を変更した日**又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日**の属する月の翌月から始める。**

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

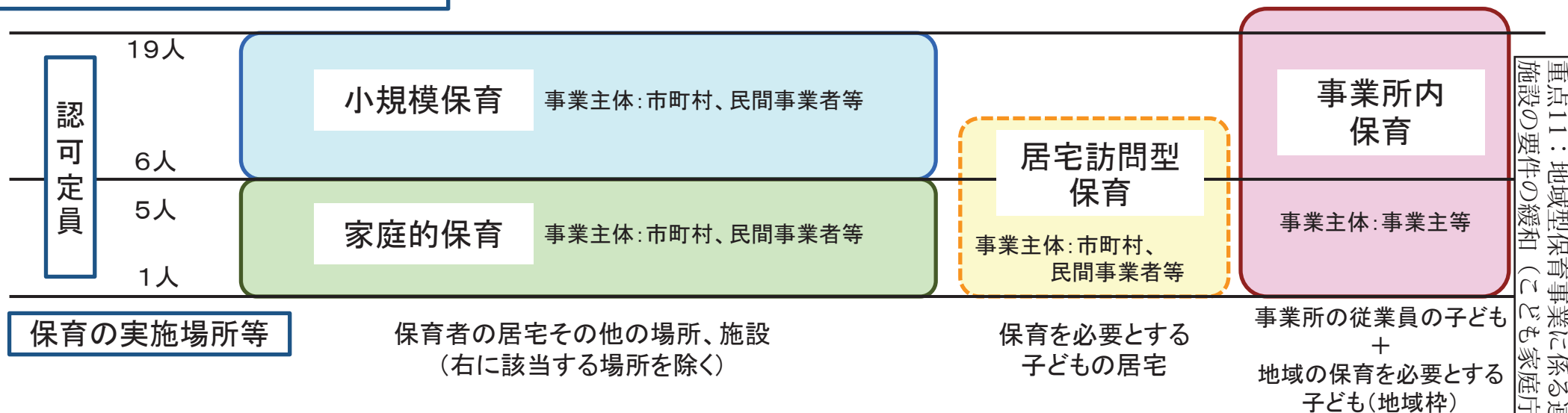
◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



重点11：地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和(こども家庭庁)

地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準＋1名	保育所の配置基準＋1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3. 3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

障害児通所支援事業所従業者の 人員基準の見直しについて

令和6年7月23日
こども家庭庁支援局障害児支援課

指定障害児通所支援の事業の基準

児童福祉法の規定

- 指定障害児通所支援事業者は、都道府県等の条例で定める基準に従い、指定障害児通所支援事業所ごとに、指定通所支援に従事する従業者を有しなければならず、また、都道府県等の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。
- 都道府県等が条例を定めるに当たっては、それぞれ以下の表に対応するとおり、内閣府令で定める基準（に従い・を標準として・を参酌して）定めることとされている。

都道府県等の条例で定める基準	内閣府令で定める基準との関係
・ 指定通所支援に従事する従業者及びその員数	従うべき基準
・ 指定通所支援の事業に係る居室及び病床の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令（※）で定めるもの	従うべき基準
・ 指定通所支援の事業の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令（※）で定めるもの	従うべき基準
・ 指定通所支援の事業に係る利用定員	標準とすべき基準
・ その他の事項	参酌すべき基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

児童発達支援・放課後等デイサービスの人員基準

児童発達支援

○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 児童指導員又は保育士 10:2以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

放課後等デイサービス

○ 対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○ サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員又は保育士 10:2以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

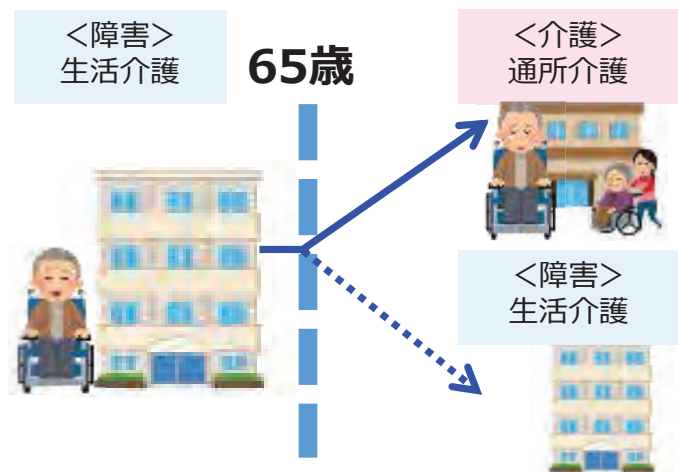
利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

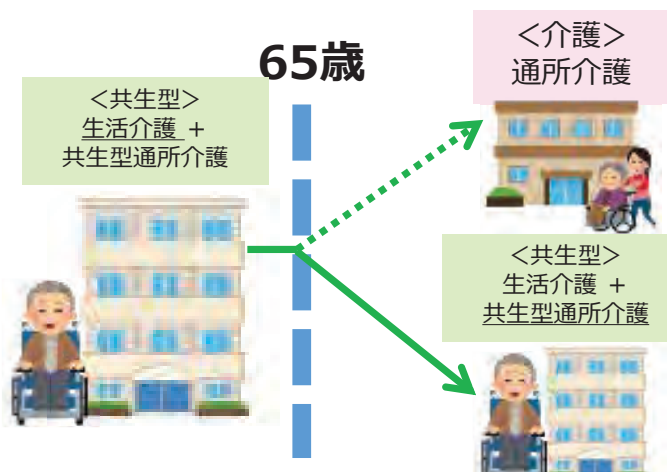
共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所可。



②

【地域の実践例】 「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 泊まり	→	○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

一時保護施設の設備運営基準の策定等

- 一時保護施設のこどもの権利擁護や個別ケアの推進が図られるよう、**新たに「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（内閣府令）を策定し、本年3月に公布**（従前は児童養護施設の基準を準用する取扱い）。
- 併せて、**こどもに対する処遇・ケアのあり方を見直し、運営面の改革を進めていく観点から、「一時保護ガイドライン」（局長通知）を全面改正**して発出。
- 令和6年度予算に、**一時保護施設の職員配置等の環境改善のための予算**も盛り込み。

一時保護施設の設備・運営基準の主な内容

○児童の権利擁護に関する事項

- ・ 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るように努めなければならない等

○設備の基準

- ・ ユニットの整備に努める
- ・ 少年の居室の定員は1人となるよう努める 等

○職員配置の基準

- ・ 児童指導員等に加え、学習指導員、心理療法担当職員、看護師を配置
- ・ 児童指導員及び保育士の総数について、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする
- ・ 心理療法職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする
- ・ 一時保護施設に管理者及び指導教育担当職員を配置
- ・ （ユニットを整備している場合）夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない（ただし、夜間に置かれる職員全体の数は2人を下ることはできない） 等

○教育

- ・ 一時保護施設は、児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない 等

○第三者評価

- ・ 定期的に外部の者による評価を受け、常に業務の質の改善を図らなければならない 等

一時保護ガイドラインの主な内容

○一時保護施設の生活上のルール・服装等の制限

- ・ 「正当な理由」に基づくものか、こどもの意見を十分踏まえて、定期的に点検・見直し
- ・ 生活上のルール及びその理由について説明資料に記載し、その発達状況等に応じて丁寧に説明
- ・ こどもの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意 等

○児童の所持品の持込制限

- ・ 様々な工夫により持込みを禁止する範囲が必要最小限のものとなるよう努める
- ・ 心理的に大切な物については、こどもが所持できるよう最大限配慮 等

○教育・学習支援

- ・ こども希望を尊重しながら、その置かれている環境や事情を勘案して、学校への通学に必要な支援等に努める。
- ・ こどもの一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材（タブレット学習端末等）の提供など創意工夫した学習を展開 等

令和6年度予算

- ・ 一時保護施設の配置改善（児童指導員等の配置改善、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置）
- ・ 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進
- ・ 学校への通学等に付き添う者の配置や学校への送迎に要する交通費への補助 等

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

（6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
（児童虐待防止対策等の更なる強化）

さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進する。

こどもまんなか実行計画（令和6年5月31日こども政策推進会議決定）（抄）

Ⅱ こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
（一時保護所の環境改善及び孤立したこども・若者への支援）

一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等

令和4年改正児童福祉法に基づき、令和6年度から新たに一時保護施設の設備運営基準を策定し、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することで、一時保護施設の環境改善を進める。また、こどもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、一時保護委託先の開拓及び委託先への心理面でのサポートを行う。【こども家庭庁】

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（2）少子化対策・こども政策
（こども大綱の推進）

こども家庭センターの体制強化、家庭支援事業の充実や利用促進、里親やファミリーホームによる支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、若年妊婦の支援、一時保護所の環境改善、認定資格の取得促進など改正児童福祉法に基づく施策を推進する。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）を設けなければならない。

- ② 都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- ③ 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数
 - 二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
 - 三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）（抄）

（職員）

第十八条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。
- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。
- 4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第十九条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

- 2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。
- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（心理療法担当職員の資格）

第二十二条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

第三条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この府令で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第四十二条及び第四十六条の規定を準用する。

<提案の具体的内容>

- 通所介護事業所(一般、地域密着型、認知症)は、利用者を事業所に通わせ、当該事業所において、サービスを提供した場合に報酬算定が可能であるところ、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、感染防止等の観点から事業所を休業した場合等に限定して、利用者の居宅を訪問してサービス提供した場合も、報酬算定が認められている。これを、中山間地域等の訪問介護事業が不足する地域に限定して、平時においても適用していただきたい。

<1次回答>

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、居宅で生活している利用者に対して、個別サービス計画の内容を踏まえ、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等、できる限りのサービスを提供した場合に、通所系サービスの報酬区分で算定することを認めたものであって、訪問介護サービスとして提供・算定することを認めたものではない。
- 一方で、現行制度においても、所定の基準を満たした場合に、通所介護事業所が訪問介護事業所を併設すること自体は妨げているものではないところである。
- また、訪問介護を含めた居宅サービスについては、指定居宅サービスとしての基準(人員基準、設備基準等)の一部を満たしていない場合であっても、一定水準をみたすものについて、市町村が必要と認めるときは、「基準該当居宅サービス」として保険給付の対象とすることができる。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）
（令和2年2月24日事務連絡）（抄）

都道府県等から休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて

1. 休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合

【算定方法】

通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定すること

2. 居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合

【算定方法（通所系サービスの場合）】

提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定する。

ただし、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満）の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分）で算定する。

なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。

※ なお、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることに留意されたい

訪問介護の基準

必要となる人員・設備等

○訪問介護サービスを提供するために必要な職員は次のとおり

訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上
サービス提供責任者 (※)	介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧1級課程修了者 ・訪問介護員等のうち、利用者の数40人に対して1人以上 (原則として常勤専従の者であるが、一部非常勤職員でも可) ・以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人 ○常勤のサービス提供責任者を3人以上配置 ○サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置 ○サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合 ※ 共生型訪問介護事業所においては、特例がある。
※サービス提供責任者の業務 ①訪問介護計画の作成、②利用申込みの調整、③利用者の状態変化やサービスへの意向の定期的な把握、④居宅介護支援事業者等に対する利用者情報の提供（服薬状況や口腔機能等）、⑤居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）、⑥訪問介護員に対する具体的援助方法の指示及び情報伝達、⑦訪問介護員の業務の実施状況の把握、⑧訪問介護員の業務管理、⑨訪問介護員に対する研修、技術指導等	
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

○訪問介護事業所の設備及び備品等は次のとおり

- ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画（利用申込の受付、相談等に対応できるもの）を有していること
- ・訪問介護の提供に必要な設備及び備品を備え付けていること

通所介護・地域密着型通所介護の概要・基準

定義

通所介護とは、利用者(要介護者)を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うものをいう。

必要となる人員・設備等

通所介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり。

○ 人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で 1 以上 (生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。)
看護職員(※)	単位ごとに専従で 1 以上 (通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。)
介護職員(※)	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上 ア 利用者の数が15人まで 1 以上 イ 利用者の数が15人を超える場合 アの数に利用者の数が1 増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時 1 名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1 以上
生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は常勤	

※定員10名以下の地域密着型通所介護事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか 1 名の配置で可

○ 設備基準

食堂	それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員×3.0㎡以上
機能訓練室	
相談室	相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

※ 指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等が併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、基準上両方のサービスに規定があるもの及び規定はないが設置されるものは共用可

基準該当サービスの実施状況

- 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「**基準該当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 基準該当サービスの指定・提供の流れは以下のとおりであり、実施保険者は、1,571保険者のうち、207保険者（13.2%）。

基準該当サービスの提供までの流れ

① 都道府県が条例で、基準該当サービスに関する基準を定める

→ 条例内容は、国が厚生労働省令で定めている基準をもとに、各自治体の実情等を踏まえて定める。

② 市町村(保険者)は都道府県の条例に基づき、指定要件(人員基準、設備・運営基準)の緩和内容をサービスごとに決定

【訪問介護の場合（例）】

	(指定居宅サービス)	(基準該当サービス)
管理者	常勤で専ら管理業務に従事	専ら管理業務に従事（常勤要件なし）
サービス提供責任者	利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上（常勤）	1人以上（常勤要件なし）
訪問介護員等	2.5人以上（常勤換算方法）	3人以上（勤務時間の定めなし）

③ 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、基準該当サービスの提供を開始

基準該当サービスの実施保険者数

実施保険者数 207（13.2%）

内 訳	居宅介護支援	46
	訪問介護	90
	同居家族に対するヘルパー派遣	2
	訪問入浴介護	30
	通所介護	40
	福祉用具貸与	19
	短期入所生活介護	103
	介護予防支援	26
	介護予防訪問入浴介護	8
	介護予防福祉用具貸与	15
	介護予防短期入所生活介護	59

（出典）令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和4年度介護保険事務調査（厚生労働省介護保険計画課調べ）



大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し

管理番号20

令和6年7月23日

環境省 水・大気環境局



大気汚染防止法に基づく大気常時監視

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）

（常時監視）

第二十二条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。第二十四条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

【大気常時監視の目的】

- ・地域における大気汚染状況の把握
- ・発生源の状況の把握
- ・高濃度地域の把握
- ・汚染防止対策の効果の把握
- ・全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化の把握



国民の健康の保護及び生活環境の保全のための大気汚染防止対策の基礎資料とする。

法定受託事務

都道府県又は市町村が処理するに当たりよるべき基準（処理基準）として、

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の常時監視に関する事務の処理基準」を策定

- ・平成13年5月策定
- ・大気汚染状況の常時監視のための具体的な内容（測定対象（物質等）、測定局の数・配置、測定頻度、方法等）について説明

大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準の概要

大気汚染状況の常時監視のための具体的な内容（測定対象（物質等）、測定局の数・配置、測定頻度、方法等）について説明

2. 測定局の数及び配置

（1）測定局数

上記 1. の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。**都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定する**ものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。



ア 全国的視点から必要な測定局数の算定

- ① 人口及び可住地面積による算定
- ② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整
- ③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整

イ 地域的視点から必要な測定局数の算定

- ① 自然的状況の勘案
- ② 社会的状況の勘案
- ③ これまでの経緯の勘案

ご提案への回答について

ア 全国的視点から必要な測定局数の算定について

①人口及び可住地面積による算定

- ・人口75,000人当たり 1つの測定局の設置
- ・可住地面積25km²当たり 1つの測定局を設置
(どちらか小さい算定結果を選択する。)

②環境濃度レベルに対応した測定局数の調整

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができるものとする。

回 答

現行の事務処理基準においては、人口及び可住地面積等による基本的な考え方を示した上で、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとしており、都道府県等は、具体的な測定局の数について、各都道府県等の状況を踏まえて決定することが可能となっています。

(参考) 大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準の概要

大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（抜粋）

2 測定局の数及び配置

ア 全国的視点から必要な測定局数の算定

① 人口及び可住地面積による算定

大気汚染物質に係る環境基準又は指針値等（以下「環境基準等」という。）は、人の健康の保護の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県ごとの測定局数のうち、**数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定局数とする。**

(a) 人口75,000人当たり1つの測定局を設置する。

(b) 可住地面積25km²当たり1つの測定局を設置する。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。

② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整

都道府県の測定局のうち、過去3年程度の間において、測定項目ごとに環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数を、「中」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね1/2の数を、「低」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね1/3の数を測定項目ごとの測定局数とする。

「高」：環境基準等を未達成又は達成しているが、基準値の7割を超える。

「中」：環境基準等を達成しているが、基準値の3割を超え、かつ、7割以下。

「低」：環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した測定局数の調整を行うこともできることとする。

③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整

(a) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素①及び②で算定された数を測定局数とする。

ただし、自動車NO_x・PM法により定めた対策地域を含む都道府県にあっては、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は、①及び②で算定された数の概ね4/3の数を測定局数とする。

また、光化学オキシダントの注意報が発令されていない都道府県にあっては、光化学オキシダントは、①及び②で算定された数の概ね2/3の数を測定局数とする。

(b) 一酸化炭素

移動発生源による汚染が中心であることに加えて、大気環境中の濃度が環境基準値より大幅に低減している状況から、①及び②で算定された数の概ね1/4の数を測定局数とする。

(c) 非メタン炭化水素

間接的な汚染物質であることから、①及び②で算定された数の概ね1/2の数を測定局数とする。

(a)、(b)、(c)で調整を行った結果、測定局数が「1」を下回る数値となった場合は「1」とする。

令和6年7月23日

司書教諭の配置について（回答）

（司書教諭の役割）

- 司書教諭は、学校図書館法第5条第1項により学校図書館の専門的職務を掌る。学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施等を行う。
 - 一方で、学校司書は、学校図書館法第6条第1項により学校図書館の運営の改善及び向上を図るとされており、
 - ・ 児童生徒や教員に対する直接的支援に関する業務
（例：児童生徒や教員に対する閲覧・貸出し業務、ガイダンス、情報サービス、読書推進活動等）
 - ・ 間接的支援に関する業務
（例：図書館資料の管理、施設・設備の整備、学校図書館の運営等）
 - ・ 教育指導への支援
（例：授業のねらいにあった図書館資料の紹介・準備等、教科等の指導に関する支援）
- を司書教諭や教員とともに行うことが期待されている。

（司書教諭の必要性）

- それぞれに異なる役割が定められており、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されていることから、司書教諭講習を受講した教諭でなければならない。
- 文部科学省としては、司書教諭の役割を定めた学校図書館法第5条第1項の趣旨を鑑みると、司書教諭に求められている職務・役割は教諭でなければ担うことができず、学校司書をもって充てることはできないと考える。

（司書教諭の養成について）

- 人事配置上の問題である場合、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、「国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講することができるよう改善を図る」とされており、オンラインやオンデマンド形式等多様な受講形態の促進等により受講者の講習の選択肢や受講機会の拡大を促すとともに、各学校へ司書教諭が配置されるよう施策の推進に取り組んでまいりたい。

「司書教諭」と「学校司書」に関する制度上の比較

	司書教諭	学校司書
学校図書館法	第五条 学校には、<u>学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。</u> 2 前項の<u>司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）</u>、<u>指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。</u>この場合において、<u>当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。</u> 3 前項に規定する<u>司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。</u> 4 前項に規定するものを除くほか、<u>司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。</u>	第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、<u>学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。</u> 2 <u>国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
学校図書館ガイドライン	司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。 また、<u>司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言する</u>よう努めることが望ましい。	<u>学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める</u>よう努めることが望ましい。 具体的には、 1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、 2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、 3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務 という3つの観点に分けられる。

学校図書館司書教諭講習の修了者数

	修了者数(人)
平成9年度	6,818
平成10年度	15,802
平成11年度	14,195
平成12年度	15,210
平成13年度	16,120
平成14年度	19,992
平成15年度	10,784
平成16年度	11,332
平成17年度	11,357
平成18年度	10,149
平成19年度	9,907
平成20年度	8,950
平成21年度	7,795
平成22年度	7,470
平成23年度	7,000
平成24年度	6,791
平成25年度	6,287
平成26年度	5,916
平成27年度	5,365
平成28年度	5,304
平成29年度	5,369
平成30年度	5,238
令和元年度	5,264
令和2年度	4,901
令和3年度	5,175
令和4年度	5,211
令和5年度	4,864
(参考)計 H9～R5	238,566